

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

| | | 所管課室名 | 医務課 | 整理番号 | 4-6-15 |
|----------|---|-------|-----|------|--------|
| 処分の種類 | 医療法人への必要な措置の命令 | | | | |
| 根拠法令等・条項 | 医療法第64条第1項 | | | | |
| 処分の概要 | 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 | | | | |
| 処分基準 | <p>①医療法人の運営が著しく適正を欠くと認めるとき 「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うこと によって法人の経営状態が悪化する等法人に附帯業務の継続が法人本 来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に支障があ ると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流 用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると 認められる場合等をいう。</p> <p>②必要な措置の例</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を 行っている場合のその業務の中止・附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老 人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中 止、縮小等 | | | | |
| 基準の制定根拠 | 昭和61年6月26日健政発410号 厚生省健康政策局長通知 | | | | |